

第4回 緑区地域福祉計画推進協議会 議事要旨

1 開催日時

平成18年11月4日(土) 14:00~16:00

2 出席者

緑区推進協議会委員(以下、委員):(出席委員 14名)

秋山委員・井内委員・岩崎委員・大槻委員

岡本委員・鴨委員・田口委員(代理,奥野氏)

手塚委員・野中委員・林委員・平山委員

本田委員・緑川委員・吉田委員(代理,中村氏)

(欠席委員 10名)

石井委員・石橋委員・岩瀬委員・大土委員

大野委員・金井委員・篠原委員・田宮委員

徳田委員・豊田委員

傍聴人：1名

<事務局>

千葉市緑区福祉事務所 福祉サービス課:中尾主幹・海老原介護福祉士・高井良総括主任保健師

千葉市社会福祉協議会 緑区事務所:御園所長・山崎主任主事

千葉市保健福祉総務課 計画調整班:半澤主査・小林主任主事

3 開催場所

緑区役所 5階 講堂

4 議事

・議題(1) 緑区地域福祉計画等の推進について

前回提示された協議課題について、委員長作成の「緑区地域福祉計画推進協議会会報 3」を参照しながら、議事を進めていく。

委員長： 子どもルーム等の施設に関する問題について、検討していきたい。

委員： 社協が行政(市)より受託して子どもルーム(学童保育)を運営しているが、今現在の1番の問題点としては、まず、数が足りない、需要に対して供給(施設・子どもルーム)が不足しているということである。従って、新設や学校等公共施設の空き部屋を利用する等して、施設の増設を要望したいが市役所のどの部署に、どのように要望していけばいいのか分からない。

委員： そのような要望を市役所へ上げる場合、地域住民の多数意見としての声(要望)であることが重要なため、要望に際し住民の署名等が必要なのでは

ないか。

委員： 保護者からの要望として、すでに市へは要望をしている。

委員： 子どもルームにおける、もう1つの問題点として、開設時間の短さがある。親が働いている小学校低学年児童が、放課後から親が仕事を終え迎えに来るまでの間、子どもルームを利用したいが、現在の終了時間が午後(夜)6時であるため、働いている親が仕事を終えて迎えに来るには、時間的に無理がある。せめて午後(夜)8時頃まで開設していただきたく、終了(開設)時間の延長を要望したい。

委員： 同様に、夏休み期間中は、現在午前(朝)8時30分から開始(開設)しているのを、朝7時30分頃から開始(開設)してもらいたい。

事務局： 子どもルーム(学童保育)を所管しているのは、教育委員会ではなく、市保健福祉局の子ども家庭福祉課である。小学校1年生から3年生までの低学年の児童を対象として、放課後にあずかり遊びや生活の場を提供している。施設の不足に対する要望は、緑区だけでなく全市的な課題となっており、その対処法として、学校の空き教室の活用 学校敷地内に建物の新設 民間の空き施設を借り上げての利用等を検討し、実行に移している状況である。

子どもルーム設立の背景は、地域住民の保護者が主体となって立ち上げたものであり、保護者たちなどの熱心な活動から行政(市)側が制度的支援が必要であると認識し、事業として行うようになっていったものである。それを現在、行政(市)側が社協に運営を委託してサービスを提供している状況である。市内120の小学校区に1つずつ設置するよう進めており、現在、100施設程度設置されている。

行政(市)側としても、施設の増設・開設時間の延長等の要望を、各地区から受けており、検討をしているところである。

委員長： 各地域における、子どもルームの現状や具体的な要望について、さらに上げてもらい、引き続き今後、当推進協で協議・検討していきたい。

委員長： 前回、時間の都合等で審議できなかった、主に精神障害者を対象とした施設(生活支援センター)設置の必要性について、協議を行いたい。

委員： 精神障害者を対象とした、生活支援センターと呼ばれるような施設を市内各区に設置していくことを要望したい。

現在、緑区にはそのような施設はない。埼玉県さいたま市・千葉県成田市に開設されている生活支援センターは行政からの支援を受け、運営されている。専門家を常駐させ、必要とされる日曜日や平日の夜などにも対応できるようになっている。憩いの場として集ってもらえるような施設とし

でも機能している。希望としては、緑区辺田町に在る、家族会が運営している「たけのこ工房」の近くや、鎌取町に在る、「晴山苑」の敷地の一部に、別棟を建てて設置してもらいたい。

委員： 「晴山苑」は、身体障害・知的障害の人たちを対象としている施設のようなのだが、同じ敷地内に精神障害者を受け入れる施設を併設させても、いいのではないか。

事務局： 精神障害者を対象とした施設は、現在、市内では、花見川区で家族会が運営する「ファーム栗の木」に併設されている「支援センター花見川」という施設がある。また、同様な施設として、授産施設・グループホームと呼ばれているような施設が、行政より支援を受けて運営されている。

法的根拠(背景)により、行政側が福祉施設に対して「公助」と言われる支援(補助)を行っているが、「地域福祉」について協議を行う推進協では、地域力と言っている、地域住民による「自助・共助」のスタンスで検討を行う場として考えていてもらいたい。

委員長： 事務局からの説明のように、推進協という枠組みの中で検討していくということなので、自分(地域住民)達でできることをお互い助け合って解決させていくという「自助・共助」のスタンスで協議・検討していきたい。従って「緑区住民ができることは何か」を主眼として考えていきたいので、そうした「自助・共助」に重点を置いて、会を進めていきたい。

しかし、これらの要望・課題事項について、書面にまとめてもらい、次回以降も、検討課題にはしていきたい。

副委員長： 高齢者(お年寄り)に関する問題について、検討していきたい。

委員： 元気な老人(高齢者)が、何か困って必要としている場合に支援(援助)を受けられるような、また、老人(高齢者)たちが集えるような「場」となる、公的施設を市内各区に設置してもらいたい。

現在、土気地区の一部で活動を行っているが、さらにサービスを充実させていくために、行政(市)側に支援をお願いしたい。

委員： 公民館や公共の空き施設を利用していくような方向で検討してみてもどうか。

委員長： 地域福祉という枠の中での推進協という立場であるので、「公助」ではなく、「自助・共助」を念頭において、今後の方策を協議・検討していきたい。

今後、推進協において引き続き検討していくために、書面にまとめて、提示願いたい。

委員： 施設に関連して、来年4月にオープンする「緑区保健福祉センター」の

概要について、教えてもらいたい。

事務局： 関係する資料を、用意しておく。

副委員長： 次に、地域交通に関する課題について、検討していきたい。

委員： 元気な老人(高齢者)が、積極的に外に出られるような、交通の支援を検討したい。

現在、障害者・高齢者を対象として、福祉有償移送と言われる搬送を行っている。この搬送サービスは、法律上、有料であってもタクシーとは異なり、福祉サービスを目的とした場合に限った特例的な条項を適用して運用されている。従って、使用車両・運転者・利用者等をあらかじめ登録しておく必要があり、臨機応変に対応できなく利用しづらいことが多い。

このようなことから、特定の範囲内で運行する、乗合巡回バスのような(コミュニティ)バスの運営を要望したく検討していきたい。外出の機会を増やし、健康的で自立して生活していけるような、環境を整えていきたい。

市内でも若葉区などで実施されているようである。

委員： どのような形態のものを実現させていこうとするかによって、検討内容や対応が異なってくるのではないか。

地域福祉という枠の中での交通問題に対する協議であって行政(国・市)側が施策する公共交通機関的なサービスの提供の拡充という話とは別のこととして考えるべきである。地域住民が主体となって、ボランティア的なことで対応できるような程度での、解決法を検討すべきである。

事務局： 推進協では、地域福祉という枠の中での方向性で、解決法を検討してもらいたい。従って、この場合も、近所の人たちの助け合い(支え合い)で搬送させてあげられるような「共助」という考え方で、検討していったらいい。

また、福祉有償移送サービスについては、その制度的(法的)仕組みや、実施(認可)業者のリストを調査し、次回、報告できるようにしておく。

委員： 緑区でも、これから(元気な)老人が増えてくる状況にある。地域福祉ということを念頭に置いて交通問題を考えていった場合、新規拡大的な考え方ではなく、既設のもの・仕組みを利用して拡充させていくことの方が重要であると思われる。他地区で実用されている乗合巡回バス(コミュニティバス)のようなものを、実現させていけるよう働きかけていきたい。

市内のどの地区で、どのような方法で運行されているのか、分かる範囲で教えてもらいたい。

委員： (二種免許を所持している)運転業を定年退職した人たちに活躍してもらえるような「場」を与えられないか(そういった仕組みを作れないか)。

委員： 老人(高齢者)に対して、毎年、敬老祝い金を配布しているが、地域(緑区)の実情に即して、バス券・モノレール券に加えてタクシー券も選択できるようなにはならないのか。

副委員長： どのような制度(法令等の根拠)なのか、また、実施地区・路線のリスト等を、ご教示願いたい。

委員： 若葉区で、更科バスと呼ばれるバスがあるが、それがそうなのか。

事務局： 乗合巡回バス(コミュニティバス)なるものは、高齢福祉課が所管している事業であると思われる。実施地区・路線のリスト・制度等については、調査し、紹介できる範囲内において、今後回答していきたいと考えている。

委員長： 今後も、これらの案件について継続して、協議していきたい。

・議題(2) 各団体の活動状況について

委員長： 前回選任した広報委員により、12月中に第1回目の広報紙(だより)が発行できるよう準備を進めている。

次回の推進協で、広報紙(だより)の案の検討、配布方法を協議する予定でいる。

・議題(3) その他

事務局： 次回の開催は、12月2日 午後2時より、この部屋(緑区役所講堂)で行う予定です。

以上。